

障害福祉サービス利用の実態について

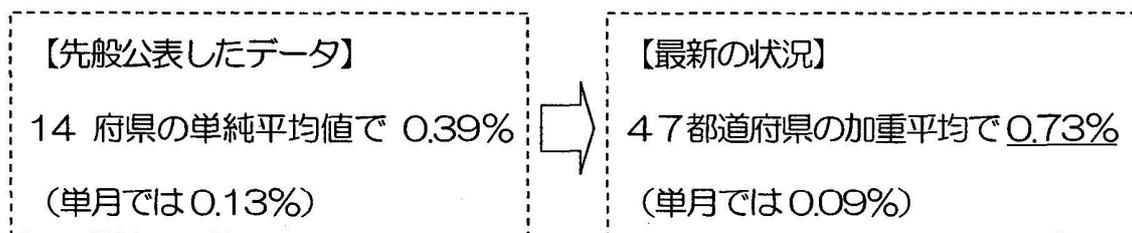
【調査の概要】

- 昨年10月23日、26府県について障害福祉サービスの利用実態を取りまとめ公表したところ。更に実態把握を進めるため、今般、全都道府県に統一様式を示し、回答を得たところ、概要以下の通り。

1. 障害者施設における利用者負担を理由としたサービス利用の中止

(昨年3月から10月までの累計)

(1) 利用中止者の割合



※ 調査期間の長期化（先般の調査期間は2-6ヶ月間であったが、今回は8ヶ月間。）により、累計の数値は増加しているが、単月で見れば減少しており、利用の中止が例外的という状況に変わりはない。

(参考) 退所の理由（自由記入から）

「利用者負担金の急激な増加により自宅で生活している。」、「本人の年金は家族の生活費となっている。」、「(利用者負担を)支払ってまで施設利用する必要がない。」、「工賃以上に負担したくない。」等の回答があった。

(2) 入所・通所別の状況

入所：0.44%、通所：1.19%となっており、入所よりも通所に多い。

(3) 退所・利用中止後の状況等について

利用中止の例はあるものの、そのうち、33%の者が、退所後他の施設、サービスを利用していると回答し、43%の者が、退所後他のサービスを利用せずに自宅で生活していると回答。

(参考) 退所後の状況（自由記入から）

施設が市町村に連絡し、相談支援につなげているという回答や「家業を手伝うため。」、「家事手伝いをしている。」、「自宅で生活をしている。」等の回答があった。

2. 通所施設の利用抑制（昨年4月から10月までの累計）

【先般公表したデータ】 0.6%~2.0%（4県） （単月では0.32%）	⇒	【最新の状況】 47都道府県の加重平均で <u>4.75%</u> （単月では0.68%）
---	---	---

※利用抑制者：昨年3月と比較し利用日数が減り始めた月にその人数を計上

3. 居宅サービスの状況（30府県による回答）

※居宅サービス：ホームヘルプ（外出介護含む）、ショートステイ、デイサービス、児童デイサービス、グループホーム

利用者負担を理由にサービスを中止：0.38%（単月：0.05%）

利用者負担を理由にサービスを抑制：0.93%（単月：0.12%）

4. 全体利用者数

利用中止などの例はあるものの、昨年3月と比較し、10月の障害者施設（入所・通所）契約者数は、入所：0.97%の増加、通所：8.53%の増加となっており、全体では3.86%の増加。【約209千人⇒約217千人】

※3月の契約者数が不明であった2県を除いた45都道府県のデータ

5. 障害児サービスの利用状況

【利用者負担を理由に利用を中止した児童の割合（昨年9月から10月の累計）】0.48%（単月では0.24%）

【利用者負担を理由に利用を抑制した児童の割合（昨年10月）】4.77%

※ 退所等は制度の切り替え時に多いことから、利用中止について障害者と障害児で利用者負担の変更時を比較すると、障害者施設に係る3月の退所率が0.28%であるのに対し、障害児施設に係る9月の退所率は0.29%であり、障害者と障害児で傾向は変わらない。

一方、利用抑制についてみると、障害者施設に係る4月の抑制率が1.63%であるのに対し、障害児施設に係る10月の抑制率は4.77%であり、障害児の方が数値が高い。

6. 対応

① 以上のとおり、今般の調査により、利用者負担を理由とする利用の中止は例外的状況であり、全体の利用者数も着実に増加しているという状況が示され、先般（昨年10月23日）の調査と基本的に同様の傾向が確認された。

② また、通所利用者や障害児世帯が厳しいとの点が示された。

③ 一方、今般講じることとしている利用者負担の更なる軽減措置は、

○ 通所・在宅利用者及び障害児世帯を中心に、

- 利用者負担の上限を現行の2分の1軽減から4分の1軽減に引き下げるとともに、
- 軽減対象を一般（課税）世帯のうち収入が概ね600万円まで拡大する、ものであり、これにより、今般の調査で負担感があるとされた層の負担の軽減に大きく寄与するものと考えられる。

（参考）特別対策後の1割負担上限額（通所、在宅、障害児のいる世帯）

一般（課税） 月 37,200円 ⇒ 9,300円（※収入が600万円までの場合）

低所得2 月 12,300円 ⇒ 6,150円（通所は7,500円⇒3,750円）

低所得1 月 7,500円 ⇒ 3,750円